平成26年7月3日、

公益財団法人 鹿児島県暴力団追放運動推進センター (県暴追センター)が

適格都道府県センターに認定されました。

適格都道府県 センターとは?

適格都道府県センターとして認定を受けた 鹿児島県暴力追放運動推進センター(以下 「暴追センター」という)が住民に代わり 当事者となって暴力団事務所使用差止請求 を行う機関です。

暴追センターが 差止請求の 当事者になると

暴追センターが住民等から委託を受けて原 告となることにより、住民等が暴力団側の 妨害や報復の被害者となることを最小限に 防ぎ、負担を減らすことができます。



平成26年5月施行

鹿児島県暴力団排除条例 の概要

○暴力団事務所の開設及び運営の禁止 第12条

学校等の施設の周囲 200 メートル区域内において、暴力団 事務所を開設し、又は運営してはならない。

○事業者の利益供与の禁止 第13条

①事業者は、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員等に 利益の供与をしてはならない。

②事業者は、暴力団の活動を助長することや、暴力団の円滑 な運営に役立つことを知って、暴力団員等に利益の供与をし てはならない。

○暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止 第16条 暴力団等は、事業者からの利益の供与を受けたり、事業者に 利益の供与をさせてはならない。

○不動産の譲渡等をしようとする者等の青務 第17条 第18条 暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、 不動産の譲渡、貸付けに係る契約、代理又は媒介をしてはな らない。

○特定事業者の責務 第19条

特定事業者は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に 資することとなる当該施設の利用に係る契約を締結してはな らない。

※特定事業者とは

ホテル、旅館、ゴルフ場、結婚式場、斎場、飲食店等



お問い合わせ・ご相談は

鹿児島県警察本部 組織犯罪対策課

〒890-8566 鹿児島市鴨池新町 10番 1号

TEL: 099-206-0110

http://www.pref.kagoshima.jp/police



鹿児島県警察本部



本県では、平成 26 年 5 月、「鹿児島県暴力団排除条例」が改正施行されました。条例の理解を深めていただくために、「事業者から暴力団員等への利益の供与の禁止」(第 13 条)に違反するとして「勧告」された全国の事例を紹介します。

利益供与違反とは

- ○事業者が、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員等に 利益の供与をすること。
- ※違反する場合の例としては、自営業者が店の営業に関する将来のトラブルを暴力団の威力によって解決するために、暴力団員に用心棒代を払うことなどが考えられます。
- ○事業者が、暴力団の活動を助長することや、暴力団の運営に役立つことを知って、暴力団員等に利益の供与をすること。
 - ※違反する場合の例としては、ホテル等が暴力団組長の襲名披露パーティー等に使われることを知って、宴会場を貸す行為などが考えられます。

CASE-01 風営店経営者

○経営者は、平成 23 年 4 月から 2 年数ヶ月 にわたり、指定暴力 団傘下組織組長に用 心棒代として現金を 渡していた。



CASE- 05 不動産業者

○事業者は、指定暴力団傘下組織幹部が露天を出店する。 ストゲルスを対応。

ると知りながら 事業者の所有す る不動産の一部 を提供した。



CASE-09 ボウリング場支配人

○支配人は、指定暴力 団幹部が主催するボ ウリング大会に場所 を提供した。



CASE- 13 小売業者

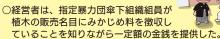
○事業者は、同事業 者役員を介して、 指定暴力団傘下組 織組長が営む店の 出店場所を無償で 提供した。





CASE-02 飲食店経営者

○経営者は、指定暴力団直系組織の行事 の用に供されることを知りながら、店 舗2階の大広間を同組長に提供した。



CASE-06 自動車販売業者

○事業者は、指定暴力 団傘下組織組員に高 級乗用車を無償で貸 与、組員は組長の送 迎用に使用していた。



CASE-10 ガソリン給油業者

○事業者は、暴走族等からの嫌が らせを排除する意図で暴力団幹 部らの車の駐車場を提供した。

○事業者は、暴力団員の乗用車と 知りながら無料洗車を行った。



CASE-14 クリニック経営者

○経営者は、暴力団組長に買い与 えたマンション一室の光熱費等 を肩代わりして支払った。



CASE- 03 建設業者

○事業者は、暴力団幹 部との雇用実態がな いのに労務費名目で 現金を供与した。



CASE- 07 コンサルタント業者

○事業者は、指定 暴力団傘下組織 幹部に事業者名 義の車両を無償 で提供していた。



CASE-11 ゴルフ練習場支配人

○支配人は、指定暴力団傘下組織 組長から頼まれて、暴力団利用 禁止のところ予約をとり、コン ペを開催させた。



CASE-15 魚介類等仕入業者

○事業者は、事業の後ろ盾 となってもらうため指定 暴力団傘下組織幹部に現 金を提供した。



CASE-04 内装業者

○事業者は、暴力団 事務所と知りなが ら事務所の改修工 事を格安で行い、 利益を供与した。



CASE-08 葬祭業者

○事業者は、暴力団が 取り仕切る葬儀(組 葬)であることを知 りながら葬儀場を提 供した。



CASE-12 配管業者

○事業者は、用心棒料目的で暴力団幹部に携帯電話を貸与し、 その使用料金を負担した。



CASE- 16 レンタカー業

○事業者は、暴力団の送迎に使用されることを知りながら、暴力団員にバスを貸し出した。

